(19)日本国特許庁（ＪＰ）　(12) 公開特許公報（Ａ）　(11)特許出願公開番号

特開平11－350201

(43)公開日　平成11年(1999)12月21日

(51)Int.Cl.[6]	識別記号	ＦＩ	
Ａ４１Ｂ　9/04		Ａ４１Ｂ　9/04	Ｆ

審査請求　未請求　請求項の数１　書面　（全 3 頁）

(21)出願番号　特願平10－201071

(22)出願日　平成10年(1998) 6 月11日

(71)出願人　000212119
中村　勝洋
埼玉県入間市大字寺竹715

(72)発明者　中村　勝洋
埼玉県入間市大字寺竹715

(54)【発明の名称】　指紋の採取を可能にした塗膜下着

(57)【要約】
【目的】痴漢行為をした犯人を特定する指紋（７）を採取することを、可能にした。
【構成】布製の下着（２）の表面（３）に施こされた塗膜（４）にさわると指紋が残る。

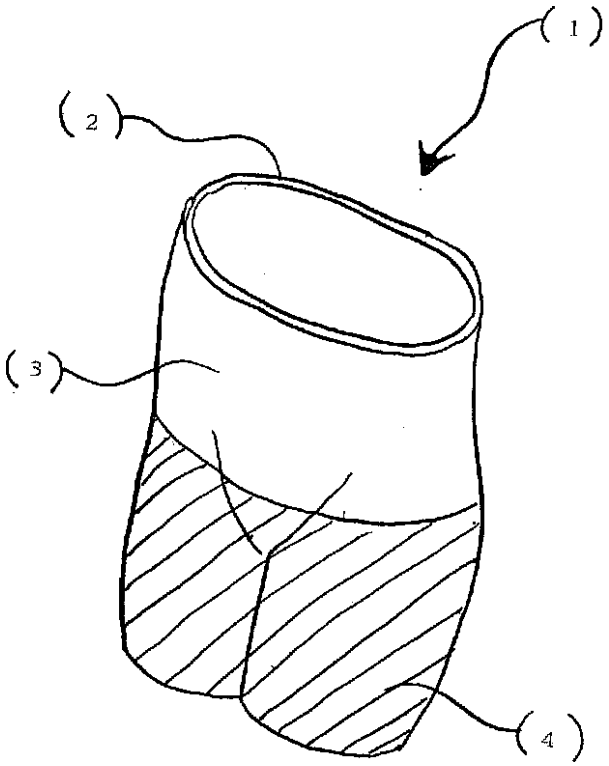

1

【特許請求の範囲】

【請求項１】この指紋の採取を可能にした塗膜下着（１）（以下塗膜下着と表す）は、女性がスカート（８）の下にはくものである。この塗膜下着（１）は、足先の方から通して、もも、腰、にまとう布製の下着（２）の表面（３）に、ゴムやウレタン、あるいわ、合成樹脂等を、塗布してなるものである。この塗膜下着（１）をスカート（８）の下にはいた女性に、電車内等で、痴漢がスカート（８）内の太股辺りに手を入れて触わったりすると、その指紋（７）が塗膜（４）面に付着する。又、布製の下着（２）の表面（３）に塗膜（４）を施す方法の他に、指紋（７）の付着しやすい素材自体で下着を造ることも出来る。

【発明の詳細な説明】

【０００１】

【産業上の利用分野】本発明は、布製の下着（２）の表面（３）に施された塗膜（４）面に、人の指がさわると、その人の指紋（７）が付着することを可能にした塗膜下着（１）に関する。

【０００２】

【従来の技術】従来、例えば、通勤、通学時の満員電車内等で、女性が痴漢行為の被害にあっても、痴漢行為をやめてしまえば何も証拠が残らなかった、それは布製の下着等では、指紋（７）が残りにくかったからである。

【０００３】

【発明が解決しようとする課題】従来のように、痴漢行為の被害にあった女性が警察等に訴えてもその証拠がないという問題点があった。

【０００４】本発明は、塗膜下着（１）に残った指紋（７）から痴漢を行った犯人を特定することが出来る。又、この塗膜下着（１）を着用した女性には痴漢も近づかなくなり、犯罪の予防につながる、これまで泣き寝入りをしていた、女性被害者をその苦痛より開放する、防衛手段として、この塗膜下着（１）を提供することを目的とする。

【０００５】

【課題を解決するための手段】上記、目的を達成するため、本発明の塗膜下着（１）に於いては、布製の下着（２）の表面（３）に指紋（７）の残る塗膜（４）を施こしてなるものである。

2

【０００６】これを着用する人は、普通にスカート（８）の下にはいておけばよい。

【０００７】

【作用】上記のように、構成された塗膜下着（１）を着用した女性が、電車内等で痴漢の被害にあっても、塗膜下着（１）に残った指紋（７）から、犯人を特定する証拠とすることができる。

【０００８】又、塗膜下着（１）を着用した女性には痴漢も近づかなくなるため犯罪の予防にもなるものである。

【０００９】実施例について、図面を参照して説明すると図１において、布製の下着（２）の表面（３）に指紋（７）の残る塗膜（４）が施こしてある。

【００１０】図２で示される、実施例では、スカート（８）の下に塗膜下着（１）を着用した女性は外見上もその動きもまったく自然で、違和感がない。

【００１１】

【発明の効果】本発明は、以上説明したように、構成されているので、以下に記載されるよぅな効果を奏する。

【００１２】塗膜下着（１）に、さわると指紋（７）が残る。

【００１３】これまで、痴漢行為を行っても、さわがれそうになると知らんふりを、決めこんでいた犯人に決定的な証拠をつきつけることができる。

【００１４】痴漢も警戒して近づかなくなるので犯罪の予防につながる。

【図面の簡単な説明】

【図１】塗膜下着の斜視図である。

【図２】スカートの下に塗膜下着を着用した斜視図である。

【符号の説明】

１　塗膜下着
２　布製の下着
３　下着の表面
４　塗膜
５　人体
６　足
７　指紋
８　スカート

【図１】

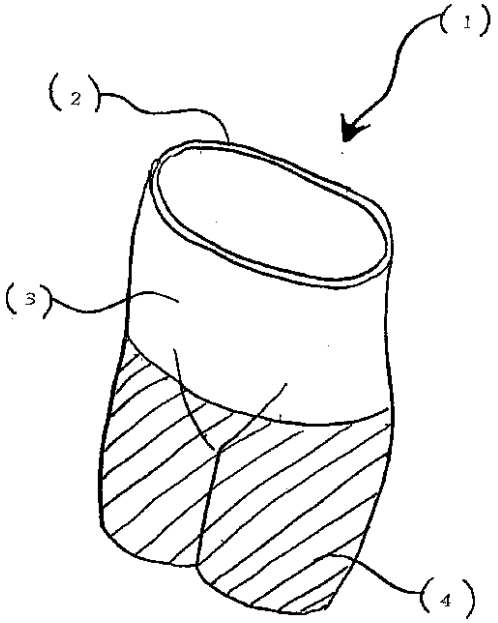
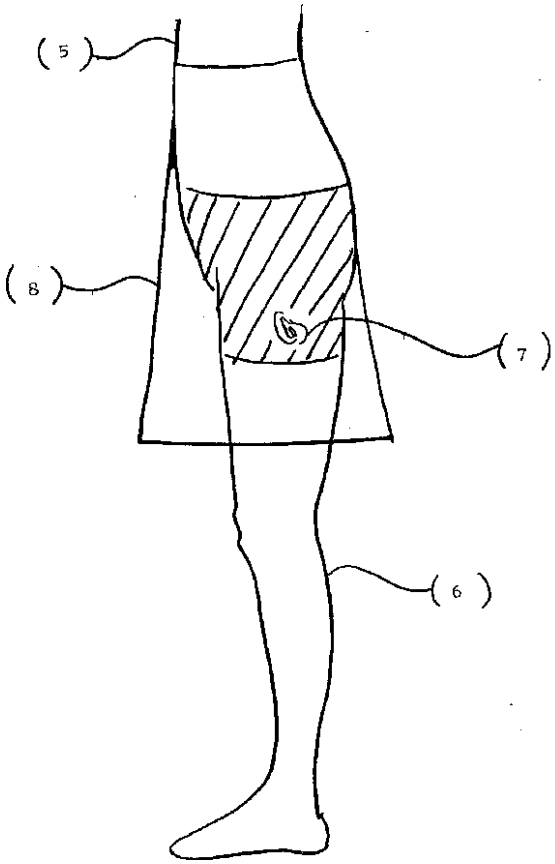
【図２】